

【 ご利用頂く全ての皆様へ 】

当社の索道事業に対しまして、日頃のご利用とご理解を頂き、誠にありがとうございます。

当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げており、法令の遵守とともにお客様の安全輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組み状況や安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解頂くために公表するものです。



株式会社飯南トータルサポート
琴引フォレストパークスキー場

琴引フォレストパークスキー場 令和6年度安全報告書

この安全報告書は、琴引フォレストパークスキー場での索道施設(スキーリフト)及び職員等に係る安全性の維持、向上のための取り組みや実績をまとめたものです。

鉄道事業法第 19 条の 4 により公表致します。

輸送の安全を確保するための基本的な方針

[安全重点施策]

安心・安全に楽しめるスキー場づくり

1. 無事故運転
2. ヒヤリ・ハット情報の収集と改善
3. 安全運転の徹底

[安全基本方針]

1. 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令及び規程のほか、関連する実施細則をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
5. 事故、災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に挑戦します。

[安全基本方針に基づき実施した内容]

1. リフト整備
 - ・ 第 1 リフト搬器圧索装置オーバーホール
 - ・ 第 1 リフト風速計更新
 - ・ 第 3 リフト風速計及び風速計アンプ更新
 - ・ 第 3 リフト減速機更新(安全索道)
 - ・ 全リフト減速機オイル交換(オイルが入荷できないため少量の交換)
 - ・ 全リフト常用、非常用制動装置作動油交換
2. 運輸局、索道協会での研修会に積極的に参加し、再度安全について理解を深めました。
3. スキー場営業開始前に従業員の教育、実地訓練を行いました。
4. 毎日の営業運転前に始業時点検、試運転を確実に行之い、お客様の安全が確保されることを確認後、営業運転を行いました。

5. 乗降場では減速やお客様への声掛けを行い、未然に事故を防ぎ安心して利用頂けるよう運行を行いました。
6. 天候や風の情報は各リフト、各従業員と共有し、気象変化に注意して運行しました。
7. 運輸局や索道協会から送信される全国の事故発生状況等に関しては、全従業員に回覧、また定期のミーティングにて通達し安全意識の向上に努めました。
8. 事故や災害などの不測の事態が発生した際に冷静且つ迅速な対応が出来るよう総合的な訓練を実施しています。
9. 安全ミーティングを令和6年12月18日に実施しました。

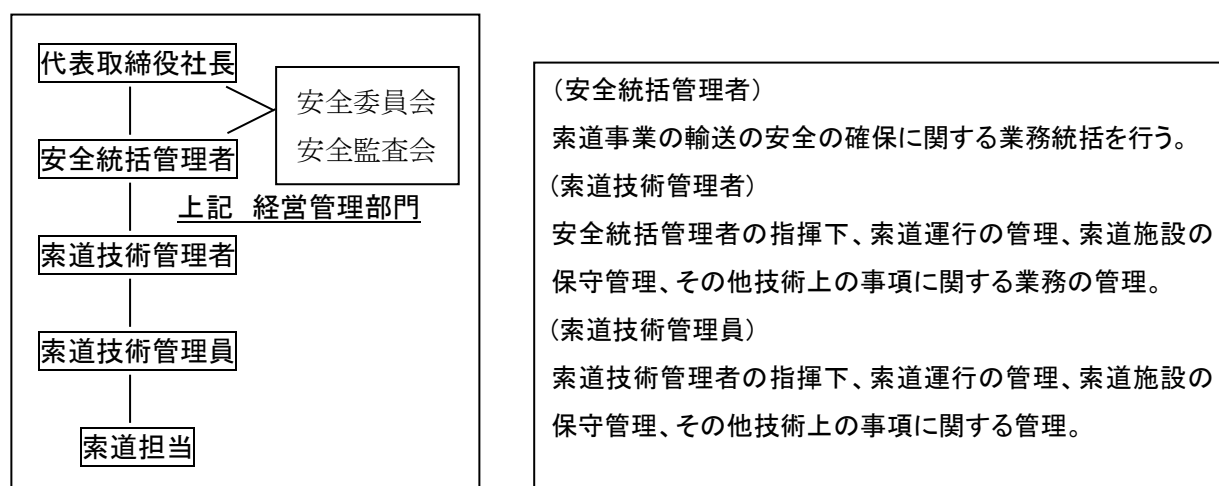
輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

[輸送の安全の確保に関する組織体制]

1. 社長は、輸送の安全に関する最終的な責任を負う。
2. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備すると共に、索道の事業の実施及び管理の方法を定める。
3. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行なうものとする。
4. 社長及び役員は、輸送の安全に関する業務を統括管理する職務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
5. 社長及び役員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態(以下、「事故・災害」という)規模や内容等に応じ、対策方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。

索道事業における安全確保に関する体制は下記索道部門組織・配置図とし、各々の責任者の役割及び権限は下記の通りとする。

[索道部門組織・配置図]



索道事故及びインシデントについて

令和 6 年度(令和 6 年 12 月 20 日～令和 7 年 3 月 31 日)における状況は以下の通りです。

1. 索道事故

期間中の索道運転事故はありませんでした。

万が一の事故に対しては、お客様の救助(処置)を最優先し、迅速な対応が出来るよう索道・パトロールが連動した訓練を引き続き行います。

2. インシデント

期間中のインシデントはありませんでした。